

練馬区広報施策懇談会設置要綱

平成 24 年 10 月 12 日

24 練区広第 1989 号

(設置)

第 1 条 区民に開かれた区政をより一層進めることを目的として、今後の広報施策のあり方等について有識者から意見を聴くため、練馬区広報施策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 懇談会は、座長、有識者委員および区委員をもって構成する。

2 座長は、区長室長とする。

3 有識者委員および区委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(所掌事項)

第 3 条 懇談会は、つぎの各号に掲げる事項について有識者委員から意見を聴き、今後の広報施策のあり方について区長に報告する。

(1) 的確な広報戦略に基づいた行政広報のあり方に関する事項

(2) シティプロモーション・シティセールスの取組に関する事項

(3) ソーシャルメディアの活用等新たな広報施策に関する事項

(4) 前 3 号のほか、座長が必要と認めた事項

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集し、主宰する。

2 座長に事故があるときは、広聴広報課長がその職務を代理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、区長室広聴広報課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

付 則 (平成 25 年 6 月 14 日 25 練区広第 725 号)

この要綱は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

別表（第2条関係）

| | |
|-------|----------------------------|
| 有識者委員 | 広報について識見を有する者 3名程度 |
| 区委員 | 区長室広聴広報課長 |
| | 企画部企画課長 |
| | 区民生活事業本部産業経済部商工観光課長 |
| | 区民生活事業本部産業経済部都市農業課長 |
| | 区民生活事業本部地域文化部地域振興課長 |
| | 区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課長 |
| | 区民生活事業本部地域文化部副参事（練馬区立美術館長） |
| | 環境まちづくり事業本部環境部みどり推進課長 |